旅行条件書(手配旅行・インターネット販売用)

1. 本旅行条件書の意義

- (1) お客様が「たびチョク予約システム」(以下「予約システム」といいます)を利用して、旅行手配のお申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。
- (2) 本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。
- (3) 予約システム内にはコンテンツとして「旅行サービス内容」、「サービス提供機関」、「サンプルスケジュール」、「取消・変更条件」等を表示するものとし、その記載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなします。

2. 手配旅行契約

- (1)日本トラベルコーディネート株式会社(東京都練馬区関町南 4-1-25、東京都知事登録旅行業第 3 8133号、以下「当社」という。)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行 は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合で も、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。

3. 旅行のお申込みと旅行契約の成立時期

- (1) ご旅行をお申し込みの際は、当社所定のホームページ上の予約内容入力画面に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当社に送信ください。
- (2)契約成立の時期はお客様が当社から受け取った「ご旅行提案書」及び本旅行条件に同意し、予約申し込みをし、当社が契約の締結を承諾した「手配確定書兼請求書」の電子承諾通知がお客様に到達したときに成立いたします。但し、当社より電子承諾通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により電子承諾通知を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約送信後に電子承諾通知が確認できなかった場合は、マイページにてお客様ご自身で確認ください。
- (3)当社予約システムへの記入において旅行者名及び同行者の氏名はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。一部のサービス提供者はパスポート通りのスペルではないことを理由に予約を解除される場合もあります。

4. 申込条件

- (1) 申込時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で 15 歳未満の方は、保護者の同行が必要になります。また 15 歳以上の場合でも、20 歳未満 (アメリカは 21 歳未満) の旅行者は滞在先によって制限があります。
- (3)身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の判断によ

りお申込みをお断りさせていただく場合があります。

- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害 する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面の交付

当社は、本旅行条件書に記載した事項(「コンテンツページ」および「マイページ」に記載された第1条第3項を 含みます)を、それを記載した書面の交付に代えて、ホームページに掲示し、お客様は予約申し込み時に必ず確認 および保存するものとします。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとしま す。

6. 旅行業務取扱料金

旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

旅行業務取扱料金表 (海外旅行)

区分	内容	取扱手数料	変更手続料金	取消手続料金	特記事項
運送・宿泊機関等の 複合手配旅行の場合	手配旅行の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	-	-	旅行取消の場合も取扱手数 料金は適用されます
日本発国際航空券	1名1区間1件	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の20%以内	航空会社の規則がある場合 は、その発券・変更・取消
海外発航空券	1名1区間1件	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	条件が適用されます。
ホテル	1チェックイン 1件	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
レストラン	1予約1件	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	座席のみの予約は出来ませ ん。
レンタカー	1台1予約1件	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
鉄道・船舶	1予約1件	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	運送会社の規則がある場合 は、その発券・変更・取消 条件が適用されます。
貸切バス・専用車・ ガイド・通訳	1予約1件	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
現地観光/送迎・オ プショナルツアー	1予約1件	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 2,200 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
入場券、観戦・鑑賞 チケット類	1予約1件	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	入場券・チケット類の変 更・払戻はできません。
WIFI/レンタル電話	1予約1件	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	通信設定などの技術指導は 含まれません。
視察訪問アポイント	1予約1件	1件につき 55,000円以上旅 行費用総額の 20%以内	1件につき 55,000円以上旅 行費用総額の 20%以内	1件につき 55,000円以上旅 行費用総額の 20%以内	視察アポイントの取消はで きません。

各種サービス料金表 (海外旅行)

区分	内容	料金	特記事項
企画料金	受注型企画旅行の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	旅行取消の場合も企画料金は適用されます
渡航手続代行料金	代行しておりません		
通信連絡料金	お客様の希望で通信を行った場合	1 件につき 2,200 円	通信料金は別途
添乗サービス	勤務時間は8時~20時	1名1日につき 66,000円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同 行するために必要な経費は別途
現地経費立替送金手数料	現地滞在費用の一部を日本精算する場合	1 送金につき 送金額の 10%(下限料金 11,000 円)	デポジットの場合を除く。事前契約必要。
お忘れ物捜索料金	発見できなくても捜索した場合	1件につき 11,000円	回収費、送料、梱包料、保険・関税は別途
VIP斡旋料金	プrチェックイン、リコンファーム、現地報 告、優先対応などを行った場合	1日1地域 1VIP につき 33,000 円	車両や人的・物的サービスは別途
メニュー取寄せサービス		1件につき 1,100円	契約レストランに限る。

相談料金表 (海外旅行)

旅行日程作成料金	お客様の希望で日程表を作成した場合	旅行日程1日1件につき 1,100円	見積や手配を伴う場合は企画料金を適用
旅行代金見積書の作成	お客様の希望で見積書を作成した場合	1件3,300円	日程や手配を伴う場合は企画料金を適用
旅行計画のための相談	お客様が有料で旅行相談を希望した場合	30 分につき 3,300 円 1 日につき 44,000 円	1日は実働 7 時間以内 日程・見積を伴う場合は企画料金を適用
お客様の旅行企画書作成	お客様が有料で企画書を希望した場合	A4 サイズ 1 枚につき 6,600 円	バワーポイント納品。画像、動画、音楽、 アニメーションは含まれない。

- ・ 上記の各料金については、消費税が含まれています。
- ・ 上記料金は旅行を中止される場合でも払戻いたしません。取扱・変更手続料金は当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。
- ・ 上記料金には電話料、通信費、送料等実費は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- ・ 航空会社・ホテル等旅行サービス提供機関、ツアーオペレーター、代売会社等に対して支払う取消料は別途申し受けます。
- ・「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- ・ 「1予約」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1予約」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ 「1予約」と数えます。
- ・ 特別な手配が必要な場合は状況に応じて別途追加料金を申し受けます。

旅行業務取扱料金表 (国内旅行)

区分	内容	取扱手数料	変更手続料金	取消手続料金	特記事項
運送・宿泊機関等の 複合手配旅行の場合	手配旅行の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	-	-	旅行取消の場合も取扱手数料 金は適用されます
航空券	1名1区間1件		1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	航空会社の規則がある場合 は、その発券・変更・取消条 件が適用されます。
ホテル	1 チェックイン 1 件		1 件につき 550 円以上旅行 費用総額の 20%以内	1 件につき 550 円以上旅行 費用総額の 20%以内	
レストラン	1予約1件		1 件につき 550 円以上旅行 費用総額の 20%以内	1 件につき 550 円以上旅行 費用総額の 20%以内	
レンタカー	1台1予約1件		1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
鉄道・船舶	1名1区間1件		1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	運送会社の規則がある場合 は、その発券・変更・取消条 件が適用されます。

貸切バス・専用車・ ガイド・通訳	1予約1件		1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
観光/送迎・オプショ ナルツアー	1予約1件		1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	1 件につき 1,100 円以上旅 行費用総額の 20%以内	
入場券、観戦・鑑賞 チケット類	1予約1件	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内			入場券・チケット類の変更・ 払戻はできません。
地上アクティビティ	1予約1件	1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内		1 件につき 5,500 円以上旅 行費用総額の 20%以内	

各種サービス料金表 (国内旅行)

区分	内容	料金	特記事項
企画料金	受注型企画旅行の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	旅行取消の場合も企画料金は適用されます
通信連絡料金	お客様の希望で通信を行った場合	1件につき 2,200円	通信料金は別途
添乗サービス	勤務時間は8時~20時	1名1日につき 33,000円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同 行するために必要な経費は別途
英語ガイドサービス	勤務時間は8時~20時	1名1日につき 66,000円	英語ガイドの交通費・宿泊費その他添乗員 が同行するために必要な経費は別途
現地経費立替送金手数料	現地滞在費用の一部を日本精算する場合	1 送金につき 送金額の 10%(下限料金 11,000 円)	デポジットの場合を除く。事前契約必要。
お忘れ物捜索料金	発見できなくても捜索した場合	1件につき 6,600円	回収費、送料、梱包料、保険・関税は別途

相談料金表 (国内旅行)

旅行日程作成料金	お客様の希望で日程表を作成した場合	旅行日程1日1件につき 1,100円	見積や手配を伴う場合は企画料金を適用
旅行代金見積書の作成	お客様の希望で見積書を作成した場合	1件3,300円	日程や手配を伴う場合は企画料金を適用
旅行計画のための相談	お客様が有料で旅行相談を希望した場合	30 分につき 3,300 円 1 日につき 44,000 円	1 日は実働 7 時間以内 日程・見積を伴う場合は企画料金を適用
お客様の旅行企画書作成	お客様が有料で企画書を希望した場合	A4 サイズ 1 枚につき 6,600 円	パワーポイント納品。画像、動画、音楽、 アニメーションは含まれない。

- ・ 上記の各料金については、消費税が含まれています。
- ・ 上記料金は旅行を中止される場合でも払戻いたしません。取扱・変更手続料金は当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。
- ・ 上記料金には電話料、通信費、送料等実費は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 特別な手配が必要な場合は状況に応じて別途追加料金を申し受けます。
- (1) お客様が当予約システムを利用して、たびチョク現地パートナーと直接やり取りする場合には上記に定める 当社の旅行業務取扱料金をご請求いたしません。但し、現地パートナーが「ご旅行提案書」やコンテンツに旅行サ ービス提供機関に支払う費用以外の手数料や取扱料金を表示し、手配することを引き受ける条件としている場合は 旅行代金としてお支払いいただきます。
- (2) 手配旅行契約成立後の取消しの場合、取扱料金・手数料はご返金致しかねますので、予めご了承ください。
- (3)「各種サービス料金表」及び「相談料金表」はお客様がたびチョク現地パートナーと直接やり取りせず、当社に対して依頼があった場合の料金とします。

7. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます)をいいます。
- (2) 旅行代金のお支払いは、クレジットカード支払いまたは銀行振込(振込手数料はお客様にご負担いただきま

す)のいずれかをお選びください。

- (3) 旅行代金は予約確定時の当社が独自の基準で定めた為替レートにより日本円に換算されます。
- (4)旅行代金は手配確定書兼請求書に記載した期日までにお支払いください。尚、サービスの内容やサービス提供者の都合により旅行代金の支払を手配確定前に変更させていただく場合があります。
- (5)団体・グループ旅行の代表である予約システムの会員が申込みの場合、当社はその会員が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなし、団体構成者全員の旅行代金をお支払いください。

8. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、現地の事業者・運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額と が合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。

9. 通信契約

当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下会員)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下通信契約)を条件に申込を受けた場合、クレジットカードによるお支払いは以下となります。

- (1) 申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日(解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻しします)」となります。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、所定の取消料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、旅行者の任意または、旅行者の責による契約の解除により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。
- (5) 当社は、契約の締結された後であっても、旅行サービスの料金が改定された場合においては、当該旅行代金 を変更することがあります。

10. 契約内容の変更

- (1) 当社は、お客様が旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容変更を求める場合、可能な限りその求めに応ずるものとします。
- (2) お客様は、前項の変更を求める場合、予約システムの「マイページ」で変更依頼を行うものとします。ただ し、同ページで変更ができない場合は、直接当該旅行サービス提供機関に連絡するものとします。
- (3) お客様は、第1項の旅行内容の変更により発生する変更料・違約料等を「手配確定書兼請求書」またはコンテンツに記載された取消・変更条件に従い支払うものとします。
- (4) 第1項の旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行サービス料金の増加または減少はお客様に帰属するものとします。
- (5) 第1項の変更をする場合、お客様は、当社が定める旅行業務取扱変更手続料金を支払うものとします。

11. 契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、マイページより旅行契約の全部または一部を解除することができます。

- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として現地の事業者・運送・宿泊機関 等に既に支払い、これから支払う費用
- ③当社所定の取消手続料
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除

通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になったり、与信等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できなくなったとき、当社は、旅行契約を解除することがあります。これらの場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として現地の事業者・運送・宿泊機関 等に対して既に支払い、これから支払う費用
- ③当社所定の取消手続料
- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として現地の事業者・運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用をお客様に払い戻しいたします。

(4) 旅行契約の解除等により当社がお客様に払い戻すべき旅行代金等が生じたとき

当社は、お客様が銀行振込でお支払いいただいた場合はお客様の銀行口座に払い戻し、お客様が提携会社のカードにより旅行代金等をお支払いの場合はそのカードに払い戻します。この場合、当社が払戻債務を履行すべき日は、当社が現地への確認後、メッセージにてお客様に通知した日とします。また、お客様へご返金が生じた場合の振込み手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

12. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。(損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります)

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等による現地事業者・運送・宿泊機関等の旅行サービスの 遅延、中止、変更およびそれに起因する旅行日程の変更
- ② 運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
- ③ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
- ④ 航空会社・ホテル等の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、または搭乗・宿泊を拒否 された等に起因する損害
- ⑤ 食中毒
- ⑥ お客様ご自身の故意または過失による損害
- ⑦ お客様の航空券等の紛失または盗難に起因する損害
- ⑧ 旅券(パスポート)の残存有効期間の不足および査証(ビザ)の不備の為、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ないことに起因する損害

- ⑨ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否されたことに起因する損害
- ① お客様または交通機関の遅延や乗継失敗に起因する損害
- ② その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
- (3) 旅程保証·特別補償

当旅行契約については旅程保証並びに旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

14. お客様が出発までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類 の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。
- (2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページでご確認ください。

(http://www.forth.go.jp/)

- (3) 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」にてご確認ください。(http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)
- (4) 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』への登録をおすすめします。(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)

15. 個人情報保護に関する事項

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送·宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) 当社と提携する企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページでご確認ください。

16. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。また、海外旅行保険にキャンセル費用を補償するための特約もありますので併せてご検討ください。

17. 航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。